

小・中・養護学校―事務職員
 県立学校―事務職員

全学校―保健主事、養護教諭、
 (幼を除く) 栄養士、調理員

☆専門研修1〔B類型〕

小・中学校―教育事務所長の推薦教
 員

高等学校―所属長の推薦教員
 首・聾・養護学校―(養護教育)―
 所属長の推薦教員

全学校―(体育実技)―所属長の
 (幼を除く) 推薦教員

全学校―(保健安全)―所属長の
 (幼を除く) 推薦教員

☆専門研修2

小・中学校―校長・教頭等
 県立学校―校長・教頭等

3、研修事業の概要

本年度の現職教育計画における研修
 事業の概要は次のとおりです。

(1)義務教育課所管の研修

義務教育課が所管している研修の中
 で本年度から新しく開設された研修は、
 幼稚園教員を対象としての「幼稚園教
 育要領趣旨徹底講習会」、小・中学校
 教員を対象としての「小学校学習指導
 要領趣旨徹底講習会」及び「中学校学
 習指導要領趣旨徹底講習会」です。こ
 れは、昭和六十二年十二月二十四日付
 教育課程審議会の、「教育課程の基準
 の改善」の答申をうけて、幼稚園教育
 要領及び小・中学校学習指導要領が改
 訂されることになり、その趣旨を徹底

し、新しい教育課程の円滑な実施を図
 るうとするものです。「幼稚園教育要
 領趣旨徹底講習会」については、二か
 年計画、「小学校学習指導要領趣旨徹
 底講習会」については、四か年計画、
 「中学校学習指導要領趣旨徹底講習会」
 については、五か年計画で開催する計
 画です。

(2)高等学校教育課所管の研修

高等学校教育課が所管している研修
 は、専門研修において前年度に比べ五
 講座少なくなっていますが、研修会や
 講座の整合性を図り、研修内容の質的
 充実を努めているところです。

また、特別研修においては、時代の
 要請に対応した情報処理教育について
 の研修を行い、その充実を努めている
 ところです。

(3)養護教育課所管の研修

養護教育課が所管している研修にお
 いては、「養護教育研修主任研修講座」
 を新設し、特殊教育学校における校内
 研修の充実を図るとともに、心身障害
 児の適性就学及び就学事務手続き等
 についての研修を行うため、「心身障害
 児就学指導講習会」を開設している
 ところです。

(4)保健体育課所管の研修

保健体育課が所管している研修では、
 教科体育を基盤とし、学校の教育活動
 全体を通じて体育実技等の各種講習会
 を充実し、体育担当教員の資質の向上
 に努めているところです。

また、養護教諭の果たす役割が大き

いことから、カウンセリングの内容を
 盛り込むなど、その充実を図っている
 ところです。

(5)教育センター所管の研修

県教育センターが教職員の研修に果
 たしている役割はたくへん大きく、本
 年度は五十八講座を開設し、教職員の
 自主的な研修を助長しているところ
 です。本年度の講座においては、学校カ
 ウンセラー講座の初級、中級、上級を
 校種別に分けず、一本化に整合性を
 図って充実を努めています。教員の資
 質能力の向上を図るうえで自己研修が
 きわめて重要であるところから、教育
 センターでの研修への積極的な参加を
 期待するものです。

(6)養護教育センター所管の研修

養護教育センターにおいては、本県
 における養護教育の質的充実を図るた
 め、関係教職員に対して基本研修の基
 盤の上に、専門的内容についての研修
 を行い、指導力の向上を図るとともに、
 学校及び地域における養護教育の推進
 と充実を努めているところです。

本年度の特色は、心身に障害のある
 児童・生徒の就学指導の重要性にかん
 がみ、就学指導・相談の進め方等に関
 する実践を養成するため、「心身障害
 児就学相談研修講座」を新設しました。

(7)総務課所管の研修

総務課所管の研修は、勤務能率の発
 揮及び増進上必要な専門的知識・技能
 等を習得するための研修であり、教員
 以外の職員を対象として行われるもの

です。
 本年度は、隔年研修で行う「学校司
 書研修」が開設されました。
 以上、本年度各課(所)所管の研修
 の概要を述べてきましたが、研修講座
 数と予定受講者数の総計は次のよう
 なります。

各課・所の所管研修講座数
 及び予定受講者数の総計表

研修 項目	基本 研修	専門研修1		専門 研修 2	特別 研修	合計
		A	B			
講座 数	10	26	80	10	44	170
予定 受講 者数	1,712	10,522	4,035	1,624	294	18,187

なお、本年度の現職教育計画の全容
 については、本年三月に配布した「教
 職員現職教育計画」を「覧のうえ、教
 職員の方々への積極的な研修を期待し
 ます。

おわりに

県教育委員会は、臨時教育審議会の
 答申を受けての、国における教育改革
 推進の動向を踏まえ、次に述べる初任
 者研修の試行をはじめとして教員の資
 質能力の向上を図るための研修会、研
 修講座を開設し、その充実を図って参
 る所存であります。